



次に、給与支払報告書を提出した後の手続きについて説明します。

追加の場合 訂正の場合

令和9年度(令和8年分)給与支払報告書(総括表)

追 加	令和9年	月	日	提出	
訂 正	(宛先)			長 殿	
給与の 支払期	「追加」を○で囲む			月分まで	
給与支払者 番号又は法人番号	「訂正」を○で囲む				
フリガナ					

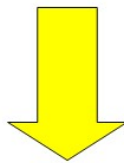
まず、給与支払報告書の追加と訂正の際の書き方を説明します。

給与支払報告書を提出した後、報告漏れなどにより追加で提出する場合は、総括表の左上にある「追加」を丸で囲み、追加する個人別明細書とともに提出してください。

また、一度提出した給与支払報告書に訂正がある場合は、総括表左上にある「訂正」を丸で囲み、訂正した個人別明細書とともに提出してください。

なお、川崎市へ追加分や訂正分を提出する場合、既にお手元には川崎市提出用の総括表がありませんので、手書き用の総括表を使用して提出してください。

**給与支払報告書の提出後に
退職等により特別徴収で
きなくなった方がいる場合**



**給与所得者異動届出書を
提出する必要があります！**

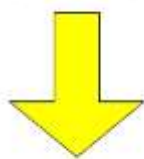
次に、給与支払報告書を提出した後、退職などにより特別徴収できなくなった場合について説明します。

このような方がいる場合には、給与所得者異動届出書を提出していただきます。

4月1日までに、給与の支払いを受けなくなった方がいる場合には、給与所得者異動届出書に必要事項を記入し、4月15日までに、提出してください。

注 意

現在、特別徴収している方が、
令和8年中に他市町村へ転居した場合



異動届出書の提出先は 2ヶ所 !

- ・令和8年度分 → 転居前の市町村
- ・令和9年度分 → 転居後の市町村

特別徴収できなくなった方について、異動届出書を提出する際、注意していただきたい点があります。

現在、特別徴収している方が、令和8年中に別の市町村へ転居した場合、令和8年度分の異動届出書を転居前の市町村へ、さらに、令和9年度分の異動届出書を転居後の市町村へ、それぞれ、提出する必要があります。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(関係先) 〒210-0011 川崎市磯子区磯子2-9-9
川崎證券ビル4階

		年 度		
		1. 現年度	2. 前年度	3. 両年度

所在地・名称

異動の事由

給 付 所 得 者	氏 名		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法	Q 支払済の可否 (※支払済の場合、 必要事項を記入してください。)
	生年月日	年 月 日	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)				
給与所得者	個人番号						1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) (税)	1. 引当納入書 2. 自納納入書 (税)	
	受給番号								
	1月1日現在の住所	川崎市 区							
	異動後の住所								
	円								

特別徴収できなくなった方の氏名・住所

退職等年月日

1. 特別徴収継続の場合		(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月額額 円 月分 (翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者指定番号					
所在地					

		先	電話	内線 ()	必要	不要
ったため	徴収予定月日				1. 引当納入書	2. 自納納入書 (税)
出がないため	徴収予定額 (上記①と②合算)				円	

上記の一括徴収した税額は、
 ① 月分 (翌月10日納入期限分) で
 納入します。

市町村記入欄		入力者		検収者	
合計	月分				
計	日				

2. 死亡による退職であるため
 3. 死亡による退職であるため

一括徴収について

1月1日～4月30日退職 ⇒ 一括徴収は義務

例外

最終給与や退職手当等から残りの税額を
控除しきれない場合

**6月1日～12月31日退職 ⇒
本人の申出があった場合に一括徴収**

異動後の未徴収税額の徴収方法は3種類ありますが、そのうち、「一括徴収」については、退職の時期により誤解が生じやすいので詳しく説明します。

1月1日から4月30日までに退職した場合は、原則として「選択制」ではなく「一括徴収が義務」です。

例外は、最終給与や退職手当等から残りの税額を控除しきれない場合に限られます。

国外へ転出される従業員 がいる場合

・ 6月～12月退職
可能な限り、一括徴収で納めてください。

・ 1月以降退職
現年度分：一括徴収で納めてください。
翌年度分：「納税管理人」を立てるため、
お住まいの地域を管轄する市税事務所
市民税課へ問い合わせるよう案内。

退職後、日本国外へ出国されることがわかっている従業員の税額が残っている場合は、一括徴収でお納めください。

また、1月1日以降に退職される方がいる場合は、その方に翌年度の住民税も課税されます。

普通徴収で納めることとなるため、「納税管理人」を立てる手続きをとるため、従業員の方がお住まいの市税事務所市民税課へ問い合わせるよう案内をお願いします。